平成２２年（フ）第７２２号
埼玉県吉川市吉川団地４番３号502、破産申立時の住所埼玉県吉川市高富１丁目12番地１トミーコーポ202号
債務者　本間　達司
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７２７号
埼玉県春日部市備後東１丁目23番34号
債務者　太田　武男
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７３５号
埼玉県越谷市御殿町１番３号
債務者　澤　貴美夫
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７６７号
埼玉県春日部市豊町２丁目３番地５　ライオンズガーデン春日部105号
債務者　福田　光三
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７７０号
埼玉県草加市瀬崎町279番地２　真壁荘102号
債務者　石橋　一郎
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７７４号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目564番地１サンライフ戸ケ崎107号、旧住所千葉県流山市大字東深井972番地の62
債務者　伊能　節子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７７５号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目564番地１サンライフ戸ケ崎107号、旧住所千葉県流山市大字東深井972番地の62
債務者　伊能新一郎
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６３８号
長崎県長崎市中小島１丁目８番14号　グレース中小島202号、旧住所長崎県長崎市愛宕２丁目10番15号
債務者　平林　久幸
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６４６号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷3777番地５―1114号
債務者　佐藤　有子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５４８号
埼玉県深谷市東方4270番地２　ラヴェーニュ東方106号
債務者　小林　一夫
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１４号
埼玉県東松山市大字上唐子1496番地36
債務者　高野ひとみ
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２７９号
新潟県長岡市藤沢１丁目５番５号
債務者　木原　明美
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２８１号
新潟県長岡市下々条４丁目1520番地
債務者　高野　和子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２９１号
新潟県柏崎市松波３丁目３番44号
債務者　小川　圭司
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第５号
新潟県長岡市南町２丁目４番10―907号
債務者　藤田　良子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第６号
新潟県長岡市四郎丸４丁目10番20―301号、前住所新潟県長岡市南町２丁目４番10―907号
債務者　三浦　義弘
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係